

第3号様式

令和4年度第2回船橋市地域福祉計画推進委員会会議録

(令和5年1月17日作成)

1 開催日時

令和4年12月15日(木) 午前10時00分

2 開催場所

市役所本庁舎7階 705会議室

3 出席者

(1) 委員

大野地平委員長、本木次夫副委員長、府野れい子委員、藤本千恵子委員、
渡邊千代美委員、加瀬武正委員、齋藤直行委員

(2) 事務局

地域福祉課長、地域福祉課長補佐、地域福祉推進係長、地域福祉推進係員2名

(3) その他

社会福祉法人船橋市社会福祉協議会事務局長

4 欠席者

なし

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

1. 公助項目に対する提言の取りまとめ(公開)
2. 第4次船橋市地域福祉計画の重点施策～地域共生社会の実現に向けて～(公開)
3. 共助項目(地域福祉活動計画)の進捗状況等についての報告・説明(公開)
4. 今後の予定等について(公開)

6 傍聴者数(全部を非公開で行う会議の場合を除く。)

0人

7 決定事項

(1) 公助項目に対する提言の取りまとめ

事前に各委員よりご提出いただいた公助項目に対する質問事項について、各課からの回答を事務局より報告した。また、同じく事前にご提出いただいた提言案について、

各委員よりご説明いただき、取りまとめを行った。（細かい文言の修正等を行った上で、最終的な提言を決定することとした。）

(2) 第4次船橋市地域福祉計画の重点施策～地域共生社会の実現に向けて～

地域福祉計画推進事業要覧に掲載する、重点施策である「重層的支援体制整備事業の実施」について、事務局より説明した。

(3) 共助項目（地域福祉活動計画）の進捗状況等についての報告・説明

共助項目に係る取り組みについて、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会よりご報告・ご説明いただいた。

(4) 今後の予定等

令和5年1月20日（金）までに、各委員より、共助項目に対する提言についてのご意見等を事務局へ提出していただくこととした。各委員からのご意見等を、第3回船橋市地域福祉計画推進委員会（以下「第3回推進委員会」という。）においてまとめることとする。

8 その他

第3回推進委員会は令和5年3月に開催予定。

共助項目に対する提言の意見をまとめることを議事とする予定。

9 問い合わせ先

福祉サービス部地域福祉課 TEL 047-436-2314

別紙

第2回船橋市地域福祉計画推進委員会 議事録

日時 令和4年12月15日(木) 午前10時00分～午前11時40分

場所 市役所本庁舎7階 705会議室

<出席者>

委員 : 大野地平委員長、本木次夫副委員長、府野れい子委員、藤本千恵子委員、
渡邊千代美委員、加瀬武正委員、齋藤直行委員

事務局 : 地域福祉課長、地域福祉課長補佐、地域福祉推進係長、
地域福祉推進係員2名

その他 : 社会福祉法人船橋市社会福祉協議会事務局長

<欠席者>

なし

<次第>

1. 開会

2. 議題

- (1) 公助項目に対する提言の取りまとめ
- (2) 第4次船橋市地域福祉計画の重点施策～地域共生社会の実現に向けて～
- (3) 共助項目(地域福祉活動計画)の進捗状況等についての報告・説明
- (4) 今後の予定について

3. 閉会

事務局 忍足課長

おはようございます。時間前ですが、皆様おそろいですので始めさせていただきたいと思います。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます

ます。

新型コロナウイルス感染予防のため、窓を開けて換気をさせていただいております。

また、マイクにつきましては、事務局で使用の都度消毒させていただき、係員が回りますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、本日は、議題3の共助項目の進捗状況等についての報告・説明のため、船橋市社会福祉協議会より松本事務局長にいらしていただいております。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。ファイルに入っておりますものからです。

インデックス1

第2回船橋市地域福祉計画推進委員会次第

インデックス2

地域福祉計画推進事業要覧（令和4年度・抜粋版）

インデックス3

公助項目に対する提言案・質問一覧表

インデックス4

共助項目（地域福祉活動計画）の推進状況等について（第4次地域福祉活動計画（案）抜粋）

ここまでが、事前に郵送させていただいたものでございます。

次に本日配布させていただいたもので、

- ・席次表
- ・公助についての提言案・質問提出用紙
- ・共助についての提言案・質問提出用紙
- ・第2回船橋市地域福祉計画推進委員会次第・・・こちらは事前に郵送させていただいた次第の差し替えとなりますのでよろしくお願いします。

そして、

・第4次船橋市地域福祉計画の重点施策～地域共生社会に実現に向けて～
がございます。不足している資料がございましたらお申し出いただきますようお願いいたします。

続きまして、会議の公開についてお伝えいたします。本会議につきましては、不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。また、会議後は会議録を作成し公開いたしますが、その際には委員の皆様のお名前につきましても公開となりますので、ご了解のほどお願いします。

なお、会議の開催につきまして、市のホームページにて開催日程等を事前に周知しておりますことをご報告いたします。傍聴につきましては、傍聴者の定数を3名として市ホームページに掲載したことをご報告いたします。なお、本日の傍聴者は、ありません。

それでは、船橋市地域福祉計画推進委員会設置要綱の規定により、議事の進行を大野委員長にお願い致します。よろしく申し上げます。

大野委員長

皆様おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより第2回船橋市地域福祉計画推進委員会を開催いたします。配付されております次第にしたがって、進行させていただきます。

議事録は事務局で作成し、委員が交代で議事録署名人を務めるようにしたいと思います。今回は、渡邊委員ということで、よろしいでしょうか。それでは渡邊委員にお願いしたいと思います。

それでは、改めまして議題に移りたいと思います。

今回は皆様に出していただいたご意見のとりまとめになります。「公助」に対する提言や意見をまとめていきますので、活発なご意見をよろしくお願ひします。

なお、まとまらない場合につきましては、次回の第3回の推進委員会で意見をまとめるか、推進委員会副委員長と相談しながら決定していきたいと思います。最終的に郵送で確認をお願いすることになりますので、ご了承いただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは、次第2「公助項目に対する提言の取りまとめ」についてになります。

緑色のファイルに綴られているものです。インデックス3になります。

まず、公助に対する総体的な提言は、大野委員長1項目、本木副委員長1項目、府野委員1項目、渡邊委員1項目、齋藤委員2項目ということで、計6項目。

個別事業に対する“提言”は、本木副委員長2項目、府野委員1項目、加瀬委員1項目、計4項目。

個別事業に関する“質問”に関しては、大野委員長1項目、本木副委員長7項目、渡邊委員4項目、齋藤委員6項目 合計18項目となっております。

まず、個別事業に関する“質問”については、関係課から回答を頂いているとのことですので、事務局よりご説明をお願いします。

事務局

ただいまご説明いただきました通り、個別事業に関する質問ということで、18項目を委員の皆様へ挙げていただきました。このご意見に対する回答を担当課から表にまとめてあるとおりにいただいておりますので、順にご説明させていただきます。

資料と致しましては、インデックス3にありますA3の物が資料になりますので、こちらをご覧ください。

まず1番目、「重層的支援体制整備事業について」質問内容と致しましては、「図表自体は大変わかりやすいものでした。プラスとして、図表以外のもので、“さーくる”の役割を整理した一覧等があるといいと思います。

さーくるが何を担当し、どこから他の関連部署に引き継ぐのかがわかれば、わかりやすいと思います。」となっております。

この表の回答にあたりまして、まず、皆様にお配りしたファイルのインデックス3の下に、付箋で「別紙」とついております「重層的支援体制整備事業における『自立相談支援機関（A）』および『保健と福祉の総合相談窓口（B）』の役割」の表をご覧ください。

『自立相談支援機関（A）』というのは、生活困窮者自立支援事業であり、具体的には、「自立相談支援事業」、「住居確保給付事業」、「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」を実施しています。

もう一つの、『保健と福祉の総合相談窓口（B）』は、相談先が分からない人の相談をお受けする「総合相談事業」、「権利擁護事業」を実施しています。

現在のさーくるは「自立相談支援機関」としての役割と「総合相談窓口」としての役割を一体的に実施していますが、最近では生活困窮者の相談が年々増加し、生活困窮者の対応が約9割を占めております。

そこで、回答欄にありますように、「重層的支援体制整備事業の開始に向けて、別紙のイメージにありますように、生活困窮者支援の相談窓口である『自立相談支援機関（A）』と『保健と福祉の総合相談窓口（B）』の執務室を2つに分けて業務の明確化を図ります。

まずは、『自立相談支援機関（A）』にて、相談を受け、複合的な課題を抱えるなど解決が難しい困難ケースについて、『保健と福祉の総合相談窓口（B）』において多機関協働事業としてプランの作成・管理・評価、各課の役割分担・調整を行うとなっております。

補足としまして、『保健と福祉の総合相談窓口（B）』においても、どこに相談していいかわからない方からの1次相談の受付もこれまで通り行います。しかし、主な役割としては、多機関協働事業での困難ケースについての支援の方向性の協議・役割分担となります。

続きまして、2つ目の質問について、ご説明いたします。「①包括的相談事業として行政の一次的窓口として「総合相談窓口・さーくる」とすることは賛成です。②ただし、「調整役を担う余力がない」という課題のあることはこれまでの活動状況を見聞する中で理解できるところでもあります。③「体制整備事業について（イメージ）から推測すると「多機関協働事業」を担うことは実体論として極めて重い責任とエネルギーを費やすことが想定されることから、行政として直接関与し、責任のもち得る新たな体制を検討することが必要ではないかと思われま。何故ならば直面する相談の中には教育委員会、社会福祉協議会はもちろん、地域の関係団体やアウトリーチ機関・団体の協力を求める必要、更には「重層的支援会議」の主催等、極めて幅広い分野についての中核となることが想定され、新たな制度の成否はこの点にかかっていると思

われるところからです。」となっております。

回答と致しましては、「多機関協働事業は、「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」が調整役としての役割の中心を担うことを予定していることから、さーくるが行っている「自立相談支援事業」と「保健と福祉の総合相談窓口」を二分化し、業務整理を行うとともに、総合相談窓口の強化を図ることで、多機関協働事業を円滑に行えるようにしたいと考えています。

庁内の連携調整等を進め、地域福祉課もさーくと共に、多機関協働事業に取り組んでまいります。」となっております。

続きまして3番目の質問についてご説明致します。

「地域づくり支援」は「検討中」となっているが、地域としては新制度の中でどのように進められるのか極めて注目されるところであります。

例えば、検討課題にもよりますが現存する「地域ケア会議」や第2層生活支援コーディネーターを中心とする活動、地域ごとに立ち上げている「福祉関係団体協議会」をどのように位置づけていくのか等、十分ご検討されることを希望します。」です。

回答は「地域づくり支援事業は、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりですが、本市では既に各分野において様々な居場所・地域づくりの事業を行っていますので、既存の制度を活用しつつ、既存の事業の対象者の拡充なども今後、検討してまいります。

その際には、ご指摘にありますように、現存する「地域ケア会議」や生活支援コーディネーター、「福祉関係団体協議会」等の位置付けについての検討も必要であると認識しております。」となっております。

続きまして4番目、地域福祉課のボランティア育成事業補助金交付事業についてです。ご質問内容は、「ボランティア育成事業」の評価は、「ボランティアとの関係を保つ」ことのみにより「事業評価A」として良いものでしょうか。

「ボランティア育成事業」は毎年、研修や交流会又は施設見学会等、幅広い事業を展開しているが令和3年度はコロナ禍により活動が自粛されてきたのではないでしょ

うか。コロナ禍により平常通りの事業が実施できなかったことにより「事業評価B」としてもやむを得ないものがあつたのではないのでしょうか。」となっております。

担当課である地域福祉課からの回答は、「コロナ禍であるため郵送で実施した事業では、ボランティアスタッフ向けに情報誌の発送を行った地区社協もありましたが、ご指摘のとおり「ボランティアとの関係を保つ」ための郵送となった地区もあるため、事業評価をBに修正致しました。」となります。

次に5番目、地域福祉課の生活支援コーディネーター配置事業です。内容と致しましては、「地域差はあるが市内の高齢化率は年々進む中で単身世帯の増加も課題となっている。

このような現状の中で地域の「支援サービス」の組織的支援となる取り組みはますます重要となっている。支援を目的とした市内の「活動団体」は個人、町会・自治会、地区社協、NPO等を含めどれほどの数があり、それぞれどのような活動が具体的にこなされているかその実態を明らかにされたい。」です。

担当課からの回答と致しましては、「船橋市社会福祉協議会に設置されている船橋市ボランティアセンターにおいて、「たすけあいの会ネットワーク情報交換会」を年に1回開催しており、各団体の活動状況などを取りまとめております。

現在、市内では57団体（令和4年10月現在）がたすけあいの会の活動を実施しておりますが、各団体に公表の承諾を得た上で、同意のある団体の公表について検討してまいります。」となっております。

続きまして6番目、地域福祉課の人権啓発活動事業です。内容は、「「ジェンダーギャップ」の問題も含め現代は「人権」の視点からの課題は少なくない。

広い千葉県の中で「船橋市と八千代市」だけが「地域人権啓発活性化」事業の取り組みを行っているとの報告は寂しい。県内全域の取り組みはどのようになっているか伺いたい。」です。

回答と致しましては、「千葉県全域に対する千葉県人権啓発活動ネットワーク協議会の他、各市町村をカバーするために、船橋人権啓発活動ネットワーク協議会を含む全

7つのネットワーク協議会が存在しております。毎年、それぞれの協議会において人権啓発に資するイベントなどを実施していると伺っております。」となっております。

続きまして7番目、地域福祉課の総合相談窓口事業についてです。内容と致しましては、「前回配布された資料により「重層的支援体制整備事業」が市町村の任意事業として新設されたとの説明を受けました。

同資料の中に「全体像」のイメージがあり、船橋市は既に具体的取り組みが事業化されているやにも受け止められたところでもあります。船橋市としては本事業にかかる国の制度化を受けて更なる発展を目指すと理解してよいのでしょうか。また、船橋市として更なる事業の充実を目指すとするればその具体的なロードマップなどをお示し頂ければ幸いです。」となっております。

担当課からの回答と致しましては、「現在、さーくるは「総合相談窓口」及び「生活困窮者自立支援事業」を一体的に実施していますが、生活困窮者の対応が約9割を占めています。

重層的支援体制整備事業を開始するにあたり、No.2の回答でご説明した「重層的支援体制整備事業における『自立相談支援機関(A)』および『保健と福祉の総合相談窓口(B)』の役割」のイメージ図にあるとおり、「保健と福祉の総合相談窓口」が、多機関協働事業での調整役の中心を担い、関係部署間で連携のうえ、オーダーメイド型の支援を行っていきたいと考えています。

また、ご質問にありますロードマップについては、現在庁内にて、重層的支援体制整備事業実施計画の案を作成しているところであり、案が完成しましたら、今後推進委員会にて、ご意見を伺えたらと考えております。」となっております。

続きまして8番目、道路計画課の交通不便地域支援事業についてです。質問内容は、「高齢者移動支援協力バス運行事業」は期待される事業であり、令和3年度は2年度より20%弱ではあるが利用者の増加が見られるにも拘わらず「評価B」となっています。

市民の視点で見ると当該バスの「運行ルート」や「運行時間」、近隣の「停車・乗降

場所」等、市民への周知が不足しているようにも思われますが行政として把握されている課題はどのようなものがあるか、そしてその改善対策を伺いたい。」となっております。

道路計画課の回答は、「利用延べ人数がコロナ禍以前と比べて約50%弱にまでしか回復していないため評価はBとしました。

周知については広報ふなばしや関係各機関へのポスター掲示等を行っていますが、社会的にみて公共交通機関の利用者がコロナ禍前より約80%程度まで回復している中で、高齢者の方が外出を控える傾向であります。引き続き交通不便地域に住む市民の移動の補完を課題とし、事業の最適化を図りつつ感染症対策や情報発信等に努めてまいります。」となっております。

続きまして9番目は対象事業が3つございます。健康づくり課の「ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業」、地域保健課の「公園を活用した健康づくり事業」、健康政策課の「健康ポイント事業」になります。

質問内容は、「ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業・公園を活用した健康づくり事業・健康ポイント事業の普及についての評価はします。

関連性があり、参加者は増加していますが、介護予防に、又介護保険の利用度の削減になっているのか調査結果はでていますか？事業開始から5～6年程経過しておりますので成果をお聞きしたいと思います。」となっております。

それぞれの担当課より回答をいただきましたので、順にお伝えいたします。

まず、「ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業」について、健康づくり課からの回答は、「令和4年度に健康スケールの回答データと介護保険情報を結びつけた比較分析による事業評価を実施したところ、『ふなばしシルバーリハビリ体操に参加した人は、何の活動にも参加していない人に比べ、要介護2以上の認定を受けるリスクが、参加回数に応じて39%～53%減少する』などの効果が判明しました。（事業評価の詳細は別添参照）

この分析結果を、今後の本市の介護予防施策に有効に活用していく予定です。」となっております。別添参照となっている資料の詳細は、別紙の付箋2枚目、3枚目にな

ります。

続いて、「公園を活用した健康づくり事業」について地域保健課からの回答をご説明致します。「介護予防等に関するデータ指標は地域保健課ではありませんが、実施公園数は令和4年11月現在で38公園となっており、参加者からは楽しみの一つであり、継続をしてほしいとの声が聞かれています。」となっております。

3つ目の「健康ポイント事業」について健康政策課からの回答をご説明致します。「介護保険の利用度の減少になっているかは、判断基準となる数値がなく不明ですが、介護予防については、アンケートで「手足の関節や腰の痛みなどが改善した」や「健診結果が改善した」などの回答もあり、一定の効果はあると考えています。」となっております。

続きまして10番目、住宅相談事業についてご説明致します。住宅政策課の住宅相談事業についてご質問いただきましたが、内容の空家対策については、市では市民安全推進課が担当していますので、回答については、市民安全推進課よりいただきました。

質問内容と致しましては「市内に空家が増加しています。老朽化している空家も見受けられます。難しい問題かと思いますが地域の危険な場所（侵入者・火災等）として環境問題にも連鎖していきます。対策として進捗状況をお聞きしたいと思います。」となっております。

市民安全推進課からの回答は、「「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「船橋市空家等対策計画」を策定し、空家化の予防や空家等の適正管理の促進などの施策を推進しております。現計画は令和3年度から令和12年度を計画期間とし、毎年度取組状況について点検を行い、船橋市空家等対策協議会においてその進捗について報告しています。」となっております。

続いて11番目、危機管理課の自主防災組織の育成です。質問内容は「防災士の資格取得者の活用方法をお聞きします。」となっております。

危機管理課からの回答は、「地域社会の様々な場において、積極的に防災に関する知

識を啓発し、減災及び地域防災力向上のための活動が期待されます。」となっております。

次の12番目は、地域包括ケア推進課の「地域連携ネットワークの構築」になります。

質問内容と致しましては「成年後見人について。制度を利用する高齢者（特に認知症）が増加する中で、対応が大変かと思います。最近マスコミ等で問題となっている後見人と家族等とのトラブル等はあるのでしょうか。個人情報があるので大まかで結構です。」となります。

担当課である地域包括ケア推進課からの回答は、「基本的に後見人は家庭裁判所の監督のもと活動しており、苦情等は家庭裁判所にて対応するため、市として実態の把握はできておりません。ただ、後見人は本人の財産を管理し、本人のためにお金を使うため、それをよく思わない家族とのトラブルは少なからずあると思われま。市としては、権利擁護の中核となる機関を令和4年4月から設置したため、今後そのような相談が入ることも想定しているところです。」となっております。

続きまして13番目、「要覧の書き方について、「実績」について」です。個別事業に関する質問ではございませんが、こちらに掲載させていただき、共有させていただきます。質問は、「本要覧では、「事業内容」⇒「評価の視点」⇒「実績」という流れで表現されていますが、事業の成果を評価・判定するのであれば、「事業内容」⇒「目標値」⇒「達成値」と書かれるべきで、「達成目標値」と「達成値」は、可能な限り定量的な数値や役割で表現されるべきと思います。」となっております。

事務局からの回答と致しましては、「第4次計画から基本方針の柱毎に結果指標を設定しました。今後も市民アンケートを通して、地域福祉に関する地域住民の意識がどれだけ醸成されたかを把握し分析することで評価していくこととしております。一方、要覧は公助事業について、所管課が評価の視点に基づきプロセスを振り返ることで事業を評価するものとなります。」

続きまして14番目、「要覧の書き方について、「決算額」について」こちらも個別事業に関する質問ではございませんが、共有させていただきます。質問内容と致しましては、「途端に「決算額」が書かれていますが、これも上記の実績と同様に、まずは「予算額」があってそれに対する「決算額」で、事業の成果の評価・判定が出来るものだと思います。また、本資料では、下記の16か所で事業活動は行っているのに決算額が記入されていません。これは、「お金を全く使っていない。」のか、「市の職員の人件費は計上しない。」のか、「個別の事業費を算出できない。」のか、「記入漏れ」なのか、こちらを明確にするべきだと思います。（決算額未記入箇所：P7下、P12上、P13上、P13下、P19下、P25上、P40上、P41下、P42下、P44上、P48上、P50上、P51下、P54上、P60下、P61上）また、「決算額」に、回線利用料・ハードウェア費用、ソフトウェア費用等を計上している事業がある一方で、アプリケーションを利用した事業で「決算額」がゼロのものもあります。「決算額」の算出基準を明確にするべきだと思います。」となっております。

こちら事務局からの回答と致しましては、「決算額につきましては、上記と同様にプロセスや実績を振り返るにあたり、参考として記載しています。決算額が表記されていない事業につきましては、所管課と校正時に確認をし、事業費の主な内訳が人件費である場合は、「人件費等のため、決算額は表記できない」と追記いたしました。なお、（一）で表記されている事業は、関係団体において事業費を支出しているため支出額を記載できない事業や、予算がついていない事業です。」となっております。

続きまして15番目、地域福祉課の「再犯防止推進計画」についてです。

質問内容と致しましては、「①「R2実績」に、何も書いていないが、R2は何もしなかったのか。②「事業評価」が（一）、「コロナの影響」が（無）は、矛盾していないのか？③「R5以降の当該事業の方向性」が、「事業の方向性を選択」のままで記入されていない。」となっております。

地域福祉課からの回答と致しましては、「再犯防止推進計画の策定については、第4次地域福祉計画より施策体系に取り入れたものとなります。そのため令和2年度及び3年度は、千葉県や県内他市町村の取り組み状況等の情報収集に努めておりました。

令和5年度以降の当該事業の方向性が未記入でしたので、追記させていただきました。」

続きまして16番目、障害福祉課の障害者虐待防止対策支援事業についてです。質問内容と致しましては「R2実績」「R3実績」が共に、「船橋市障害者虐待防止センターを中心に障害者虐待の早期発見、予防に努めた。」としか書かれていない。具体的に何が実績なのか全く分からない。何が目標で、どこまで達成できたのかがわからない。毎年、1,500万円の費用を使っている事業の成果の報告としては、全く不十分だと思います。」となっております。

障害福祉課からの回答は、「障害福祉課にて実績の記載を追記いたしました。」となっております。

続きまして17番目、家庭福祉課の「児童虐待防止対策事業」についてです。質問内容と致しましては「事業内容」に「児童虐待に関する通告を受理」と書いてあるが、「実績」欄に、通告件数等の「通告の受理」に関する説明がない」となっております。

家庭福祉課からの回答と致しましては、「家庭福祉課にて通告の受理に関する実績の記載を追記いたしました。」となっております。

最後になります。18番目、地域福祉課の「就労準備支援事業」についてです。質問内容と致しましては「就労が困難な生活困窮者に対する就労準備の支援は、とても大事な事であり、非常に困難な作業であるのは分かりますが、「費用対効果」の観点で、1件当たり、1人当たりの費用が掛かり過ぎているように思います。」となっております。

地域福祉課からの回答は、「ご指摘のとおり就労準備支援事業の参加者数は多くありませんが、総合相談窓口での相談者のうち、就労準備支援事業の利用が適していると思われる利用者に対して、グループワークやボランティア体験、就労体験など週2回の継続的な支援を行っております。

費用と致しましては、主に支援員3名、事務員1名の人件費であり、必要な経費であると考えております。潜在的に埋もれている人々が事業の利用に繋がるよう、さー

くるを始め、市の相談窓口への周知に努めてまいります。」となっております。

説明は以上になります。

大野委員長

ありがとうございました。以上が、個別事業に関する質問に対する回答ということですが、何か質問等ございますか。

渡邊委員

渡邊です。健康づくり課や地域保健課、健康政策課についての質問をしました。こちらに健康スケールを入れるのを忘れてしまったのですが、今様々な所で市の職員も含めてご挨拶の中や活動の中で健康スケールが主にあげられてきている。また、結果報告がとてもよく出ていて、評価も出ていますので、この辺に繋がっているのかと思っています。ありがとうございました。

大野委員長

他にいかがでしょうか。

本木副委員長

本木です。非常に丁寧にお答えをいただいているので、これ以上の質問はございません。ただ、ご覧の通り新しく出てきた「重層的支援体制」の部分について、沢山質問が出ています。これからの課題であるだけに、私は、こちらを一番初めに聞いた時に気が遠くなるなという風に思ったのですが、やはり、この様に沢山の質問が出てきて、しかも資料4の中に非常に詳細な図が描いてあります。こちらを見たら益々、これは大変だという風に思いました。

質問しますが、この図は現行制度と基本的に違う部分は何か。船橋市はこの様な複合的な問題への対応策はよく進んでいる事業ではないかなという気がしたものですから、では従来行っていた事と、こちらの図で見ると何処が違うのかを簡単にご説明いただければ、ありがたいと思います。

事務局

地域福祉課の宮本と申します。ご質問ありがとうございます。こちらの図の中で、現在行っているものとの違いに関しましては、元々、包括的相談支援事業という一次相談は既にある窓口でして、こちらの部分で現在も個別に相談はお受けしているところではあります。今も各機関で、例えば高齢者の方のご相談と、息子さんが障害者の方がいらっしゃった場合は、こちらでいうと地域包括支援センターと、ふらっと船橋ですとかが連携して対応しているところではあるのですが、調整が上手くいかなかった場合に、現在、そちらを仲介して調整する様なシステムがあまりなく、本来はさーくるが担うべきところではあったのですが、そちらが中々上手くいっていないという課題もあり、Bの多機関協働の部分を増員させていただき対応する点です。今も本来は行っていないといけないところなので、変わったところかという微妙なところではあるのですが。

もう1点としては、複合的な課題を抱えた場合に支援を実際にシステム化するというのが、実際にはこの事業の一番の利点がありまして、複合的な課題のある世帯に対して、実際に支援していくプランを立てて役割分担をしていくというところが、今現在行われていないところです。実際にプランを立てて進捗管理していくというところが一番のところかと思います。

後は、細かくなってしまいますが、もう1点、こちらの図でいいますと、下の部分の各関係部署が集まっているところがあると思いますが、こちらの黒い囲みで「重層的支援会議」と「支援会議」というものがあると思いますが、こちらが新たに導入される会議体となります。「重層的支援会議」については、各相談窓口で支援を受けるという同意を得て情報共有をできる様な形になっているもので、こちらで先程申しあげましたプランをどうするか協議させていただきます。また、もう一つの「支援会議」は、地域の皆様が実際に例えば近隣住民の方でひきこもりの方やゴミ屋敷の方等、気になる方がいらっしゃる場合にご相談をいただき、実際にひきこもりの方や、ゴミ屋敷の方の個人情報の同意を得ていなくても情報共有ができるような法律上の仕組みになっています。そちらの会議体で何か情報を漏らした場合には罰則がかかるような形になっていますので、今後にはなりますが、関係機関の皆様にご協力依頼をさせてい

ただき情報をどのように掴み取っていくかになっていくと思います。こちらがかなり肝なのかと思います。そちらの情報をいただき、どのように支援していくか、ひきこもりやゴミ屋敷等、実際にご本人様から同意を得ていなくても、情報をキャッチし支援に繋げていく仕組みになります。以上になります。

大野委員長

はい、お願いします。

本木副委員長

ありがとうございました。こちらのスタートは、少し回答の方で触れていましたが、スタートは新しく、こちらの制度というかシステムが船橋の制度として正式に認められて動き出すのはいつですか。

事務局（宮本係長）

はい、ありがとうございます。一応、現在、庁内で話し合いしているところで、こちらがある程度固まりましたら、関係の民生児童委員協議会や、自治会連合協議会、地区社会福祉協議会がメインになってくると思いますが、そちらにご説明に上がらせていただき、ご意見を伺った上で、出来るだけ早めに、来年度初めから出来ればと思うのですが、こちらがご説明にあがるタイミング次第にはなるとは思います。基本的には来年度からスタートできればと考えています。

本木副委員長

そうすると、地域福祉計画は5ヵ年計画ですが、その中の位置付けは、地域福祉計画の中ではどうなるのでしょうか。

事務局 宮本係長

はい、ありがとうございます。地域福祉計画でいいますと、一応、計画のP76に重点施策というものを設けさせていただいております。こちらに「地域共生社会の

実現に向けて」という事で、この当時は、重層的支援体制整備事業というのを、具体的に盛り込むところまでは、庁内の調整も済んでいなかったため、盛り込めなかったのですが、この実際の地域共生社会の実現に向けての実際の具体的事業として、重層的支援体制整備事業があるというイメージです。以上です。

本木副委員長

なぜ、このような質問をしたかという、実は、「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」の間には、1年間のずれがあります。この「地域福祉計画」の中で、今、現行の福祉計画には間に合わなかったわけですから入れてないですね。実は、「地域福祉活動計画」が今、1年遅れて議論されている、ですから、「地域福祉計画」よりも「活動計画」の方が、1年後にスタートするわけですが、その中で、一部こちらの重層的支援体制の解説があります。私が、その活動計画を読んだ時に、「地域福祉計画」との関係は明確にされておいた方がよいのではないかという意見を社会福祉協議会に出しています。この様な1年のずれがあり、それを制度の中にどのように取り入れてオーソライズしていくかは難しい部分ではあると思いますが、一つ、そのような視線でこの辺は今後、整理されていく事を希望します。以上です。ありがとうございました。

大野委員長

はい、ありがとうございました。他いかがでしょうか。では、続きまして、提言の方に移りたいと思います。提言についてですが、どの案を提言としていくか協議していきたいと思います。各委員からになりますが、私からになります。

インデックス3をご覧いただきたいと思います。私からは1点です。コロナ禍の影響が多くみられて、中止もやむを得ないものが多数ありますが、そのため分断されて、継続的に取り組めないというのはなしだと思うので、オンライン開催も含めて一層ご努力いただくと、フォローアップにも繋がるのではないのでしょうか。コロナが治まったとしても、オンライン開催があれば、後々会場へ来られない方へのフォローアップにも繋がると思い提言を出しました。次に、本木副委員長ご説明をお願いします。

本木副委員長

非常に丁寧にご説明いただいておりますので、私は結構でございます。特にありません。

大野委員長

続きまして、府野委員お願いします。

府野委員

私からは、「重層的支援体制の整備事業」について出しました。地域の中で、制度の狭間、ひきこもり等の相談を受けることが、少しずつ増えてきております。年齢にも幅があり、また、対応が難しく、さーくるに相談したりしております。

これから、どのように支援体制を整備していくか、これからの課題かなと思っております。地域での仕組みづくりや、居場所づくりもこれから必要になってくると思っております。以上です。

大野委員長

はい、続きまして渡邊委員お願いします。

渡邊委員

重層的支援体制整備についてですが、先日説明をいただきまして、こちらが完璧に出来ていくととても良い事業ではないかと思っておりますが、いつも作る時は、皆さん一生懸命に作るのですが、これをどのように活用していくかが今後の問題になると思っておりますので、このような文章にさせていただきました。絵に描いた餅にならないよう関係機関や、それぞれの部署で話し合いを進めて、周知も兼ねて継続事業にさせていただければと思います。

大野委員長

はい、続きまして齋藤委員お願いします。

齋藤委員

私は初めてこちらの組織に参加させていただき、位置付けがよくわかっていないし、どのような質問をどのようにしたらよいかわかっていなかったため、素朴に感じたことを全部書いてしまったのでご迷惑をお掛けしているかもしれません。そちらはご了承下さい。

提言ですが、重層的支援体制の取り組みは大賛成です。しかし、民生委員の経験からすると、要支援者の家族は、複合的な課題を抱えている家庭です。要するに単独の要因による課題の方が全然少ないです。船橋市では、この活動の中核となる連携担当職員は「さーくる」が担うそうですが、扱う案件の内容が複雑で重たくて要支援者の心を解きほぐすことが必要。じっくり話し合う必要があると思います。だから、支援活動の一件当たりの手間が膨大になります。それはそれで、民生委員の現場とあまり変わりません。ですから、さーくるの大幅な組織の増強が必要と思われます。先程の表を見ると5人くらいメンバーがいらっしゃるようですが、5人で出来るのか少し心配です。また、連携担当職員は誰でもよいわけではなく、人間的にも高い素養が求められ、つまり5人いればよいというわけではなく、その方々の人材の確保や育成が必要になってくるのではと思いました。

もう1つは、要支援者が見つければ、この人を助ければよいのだとわかれば重層的支援体制はより効率的な支援を行うことができますので、大賛成ですが、ヤングケアラーや老々介護等、本当に家にひきこもってしまい出てこない人や、家庭内で子供に対する虐待等、支援を必要とする人達が住民登録や納税統計等の情報から見つけることは難しい、ご本人から何か申請されるようなことは少ないので、要支援者を見つけ出すことがまず難しいと思います。学校の先生や包括のケアマネ、本人が来てくれてとか、そういったことに頼っているのでしょうけれども、それだけでは不十分で、子ども食堂や老人食堂等、今多くなっていますが、認知症カフェやコミュニティカフェ等地域イベントを通じた居場所、居る場所、居れる場所を、そこを上手く使った人の交流みたいなものを活用して、要支援者を効率よく見つけ出すシステムを構築するべきではないかと思いました。

大野委員長

はい、ありがとうございます。ここまでが、全体です。はい、行政の公助に対する相対的な提言で、次が個別事業に対する提言ですが、本木副委員長お願いします。

本木副委員長

特に説明も何もいらないのですが、実際に地域の中で、この様な問題がありますという提起を共有していただければと思いました。まず1つは、包括支援センターは非常に良く対応していると思います。でありながら、そちらに関係している地域ケア会議等に参加している方々は、その存在意義をよくわかっていると思うが、一般の方々が地域包括支援センターは一体何だろうというような疑問が出てくるので、その辺をもっと、周知する必要があると思われま。

もう一つ、つい先週、防災フェアを行い、今、大きな地震が起こった時に、この地域は、この様な課題があるという事を共有する議論を1時間行った中で出てきたことですが、やはり、自主防災組織が61%という数字は10年程変わらない。この辺が限界なのかという気がしています。ただし、もっと増やす方法はある。その1つが、小規模、例えば30世帯、50世帯等の町会も少なくとも100世帯未満の町会が船橋市では70%近くあるのではないのでしょうか。そのような小規模の町会・自治会がブロック毎に一つになり、ブロックの防災組織を作るということはあり得る事なので、そのような事でもっと増やしていけないかという事を暗に申し上げたかったのです。こちらに、浜松の防災組織が町会・自治会の数より多く100何%ある。なぜ防災組織が100%を超えるのかと思ったら、1つの大規模の町会・自治会には2つ3つと防災組織がある。さすがだと思い、その様な事も念頭に入れながら、まだ考える余地があるのではないかという事です。以上です。ありがとうございました。

大野委員長

続きまして、ページをめくりまして、府野委員お願いします。

府野委員

私は、学習支援事業を提言させていただきました。ここにきて、子ども達を取り巻く環境が変化する中、学習支援事業が順調に進んでいる事を紹介したいと思います。これから、支援を必要とする子ども達が増えてくると思います。更なる支援の充実を期待しています。以上です。

大野委員長

ありがとうございます。最後、加瀬委員お願いします。

加瀬委員

加瀬です。こちらに記載の通りですが、ただ一つ、FAXを送付してしまってから、スクールガード事業が発足した時の最初の目的が、『地域で子ども達を見守りましょう』と、例えば、朝学校に行く時に、何か用事がなくても、用事を作り家の前で「いってらっしゃい」、夕方、帰ってくる下校時になったら子どもの時間に合わせてお母さん方が買い物に出て、街へ出て子ども達を見守っていくという目的で出来たのがスクールガードです。ところが、始めてみたら、やはり危険個所が多く、今、私もそうですが危険な交差点に立って、スクールガードが車を止める事が出来ませんので、信号機のある所では、子どもが青信号で渡れるように見ている等、その様な活動が本来のスクールガードなのです。

こちらに、記載したように、今まで、あまりにも何もスクールガードに対して行政の方が目を向けてくれないので、この様な文章で提言させていただいたのですが、実際に毎日、雨が降ろうが雪が降ろうが出ている方を中心に考えてほしいという考えがこちらなのです。ですから、スクールガードに登録されている方全体を見て、その方々がどうということではないのですが、そのような方々もきちんとしたスクールガードの本来の目的に沿って対応していただいているのですが、このような方々に何か目を向けていただけないかというのが1つです。

また、こちらには記載しませんでした。行政で出来ればこのスクールガードに今私が話したように、本当に毎朝寒い中1時間以上立っている方々を市の市政功勞の対

象にしてほしいということを何回かお願いしたことがあるのですが、こちらも出来ないということで、何年か前に地域のスクールガードの団体に教育長の方から感謝状をいただきましたが、そうではなく、何か方法を考えて、市政功労の対象にしていただけないかと私は常々思っていますが、先程申し上げましたように、登録して本当に家で見守っている方々も十年、十数年経ったら対象になると少しそれでは違うのかというのがあり、とても微妙なところですが、出来れば何か毎朝登下校で活動している方に行政から何かあってもよいのではというのが私の考えです。まとまらない話しになりましたが以上です。

大野委員長

はい、ありがとうございました。どの案を提言としていくかについてですが、これからご意見、だいたい提言をしていくという方向ではあるのですが、細かい文言等の修正については、いただいたご意見を基に修正をしながら行っていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。提言についてはよろしいでしょうか。

では、続きまして、先ほどの重層的支援体制について地域福祉計画推進事業要覧に記載する案を事務局にて作成しましたので、ご説明申し上げます。こちらに関しては先程本木副委員長のところで説明ありましたので、そちらに対する補足ということで申し上げます。

事務局（宮本係長）

事務局でございます。当日配布させていただきました第4次船橋市地域福祉計画の重点施策「地域共生社会の実現に向けて」という紙をご覧ください。こちらの方の、推進事業要覧に毎年、3次計画の時も重点施策「新たな取り組み」ということで、載せていただいたようなかたちで今回も第4次船橋市地域福祉計画でも要覧にこちらを掲載させていただければと考えております。案を作成させていただきました。後日、また公助項目のご意見ということで、こちらの内容でご意見をいただければと思います。前回のご説明から今回かなりご意見をいただきましたので、追加でもしあればということで考えております。

構成の方をご説明致しますと、ページの左側に行数をふっておりますので、ご参考にしていただければと思うのですが、まず、1段落目の重層的支援体制整備事業の実施に向けての背景と新たな課題について記載しております。次の、2段落目、「このような中で～」行数で言うと5行目～8行目については、1段落目の背景や新たな課題を受けて、国が掲げている「地域共生社会」の内容について記載しております。

続いて3段落目、行数でいいますと9行目～21行目については、地域共生社会の実現のため、国の社会福祉法が改正され、重層的支援体制整備事業が創設されたことを記載し、その内容を表記させていただいております。

続いて4段落目、行数でいいますと22行目～24行目については、本市の検討状況を記載させていただいております。重層的支援体制整備事業庁内検討委員会を令和4年4月に立ち上げて、現在その内容について「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の3つの支援の内容を検討しているところです。

続いて5段落目、行数でいいますと25行目～30行目については、令和4年10月時点での庁内での重層的支援体制整備事業の検討状況を記載しております。3段落目のご説明で入れさせていただいておりますが、前回もご説明させていただいておりますが、相談支援のうち「包括的相談支援事業」の一部と「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」が担うという形で現在検討を進めているのと、市としても多機関協働とアウトリーチの事業については、一部担う方向で検討を進めております。

次に6段落目、行数でいいますと31行目～35行目については、3つの支援のうち、参加支援についての方向性につきまして、前回の推進委員会では未定ということでご報告したところですが、庁内で方向性が固まりましたので、内容を記載しております。市では来年度におきましては「さーくる」で既に実施しております、ひきこもりなどのすぐに仕事に就くことができない生活困窮者を対象とし、段階的に就労につなげていくため、(日常生活自立、社会的自立及び就労自立を目指し、)グループワークや地区社協さんでのミニデイサービス等でボランティア体験、市役所の地下のデイリーヤマザキさんでの就労体験などを実施する「就労準備支援事業」を生活困窮者以外にも拡大し、実施していく予定でございます。

最後に7段落目、行数でいいますと36行目～42行目については、地域づくりに向けた支援についての方向性を記載しております。こちらも参加支援と同様に前回の推進委員会では未定ということでご報告したところですが、庁内で方向性が固まりましたので、内容を記載しております。具体的には、本市ではさまざまな地域づくりの事業を実施しており、こちらを例えば、地区社協さんに配置している生活支援コーディネーターの業務や、シルバーリハビリ体操も体操を通じて地域づくりに繋がっているということでこの地域づくりに向けた支援に該当するものとして、整理いたしました。

後ろに付けております資料1～3については、資料1につきましては、厚生労働省の資料の重層的支援体制資料枠組みから抜粋したものです。資料2・3につきましては、今のところ、船橋市、本市の重層的支援体制整備事業の全体像と相談フローになります。以上です。

大野委員長

はい、ありがとうございました。ただいまのご説明で、何かご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。一読した限りではということもあるかと思いますが中々難しい問題かもしれませんけれども。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。では、ありがとうございました。重層的支援体制整備事業についてはここまでにさせていただきたいと思います。

続きまして、共助項目の進捗状況についての報告を船橋市社会福祉協議会の事務局長よろしく申し上げます。

市社協 松本事務局長

皆様こんにちは。ご紹介いただきました社会福祉協議会の松本です。議題4. 共助項目(地域福祉活動計画)の進捗状況等についての報告、説明ということで、資料4につけさせていただいている資料をご覧いただきたいと思います。

先程、本木副委員長からもお話しありましたが、今、地域福祉活動計画、社協の方で作成しているものが策定の年度になっていまして、来年度からの5ヵ年計画を作っ

ているところです。先日、第4回目の委員会がありまして、そちらで素案をかなり修正し、これからパブリックコメントを経て、来年早々には作成するかたちになりますが、その中の今、素案で出しているものの一部を抜粋し、4番目に資料で付けさせていただきます。こちらは今、計画の校正・修正している段階ですので、完成版とは異なる部分もあるかと思いますが、ご承知おきください。

まず、第2章ということで、第3次計画の振り返りということで1ページから掲げさせていただきます。第3次計画では、いくつか、取り組むべき課題ということで、まず、新たに取り組むべき重要課題ということで、「地域包括ケアシステムの構築（生活支援・助け合い活動の推進）」ということで挙げておりました。具体的な実施目標として「生活支援コーディネーターを配置する」こと、「地域のニーズ調査を実施する」こと、「ボランティア登録者数を各地区社協で毎年10名程度、全体で200名程度増やす」という目標です。

2ページ目にいきまして、「助け合い活動の立ち上げ支援を行う」、「地域での福祉ネットワーク（協議体）を構築する」という目標を掲げておまして、具体的な年度の目標の推移に関してはこちらの表にある通りです。振り返りということで、平成27年度から配置を進めた生活支援コーディネーターについては、全24地区社協で配置を完了し、助け合い活動の支援や、地域ニーズの掘り起こし等を実施しました。ニーズ調査については、地区社協の事業参加者等に直接の聞き取り、また必要に応じて、町会・自治会等へのアンケート調査等を行いました。ボランティア登録者数の増に関しては、こちらは目標に届かず、コロナ禍もあり数が伸び悩んでおります。ボランティアの確保は引き続き大きな課題だと考えております。そして、助け合い活動の立ち上げ支援としては、市内で助け合い活動を行う団体を対象に、助け合いの会ネットワーク情報交換会を毎年開催し、各団体の情報交換や、ネットワークづくりに努めました。令和2年度3年度はコロナ禍で中止になっております。地域での福祉ネットワークの構築については、地区社協の理事会等の既存の会議体を活用、また新たな会議体を発足する等して協議体、生活支援サービスの体制整備に向けた課題を共有して解決に向けて話し合う場所を設置しました。

続きまして、2番目、3ページです。継続して取り組む重要課題として3項目あげ

ておりました。まず、1番目が「安心登録カード事業の推進」ということで、具体的な実施目標としては、安心登録カードの登録促しを進め、日常生活の中での見守り活動の必要性を周知する。また、安心登録カード登録者に対して、訪問や電話・葉書による見守り活動を推進する。安心登録カードを避難訓練において活用するなどの有効活用を進めました。そして、個人情報の適正な管理に努めるという目標を掲げていました。こちら、登録人数や実績の推移についてはご覧の通りになっております。振り返りと致しまして、安心登録カード事業については、必要とされている方の登録促しや、日常生活の中での見守り活動の必要性等について広報やホームページ、町会、自治会、民生委員、児童委員等の会議でそちらの周知に努めたところでございます。

そして、安心登録カード登録者に対する訪問や電話・葉書による見守り活動については、町会・自治会や、民生委員・児童委員等の協力委員のもと、コロナ禍の影響等により訪問、電話による見守り活動については、一定の制約がありましたが、日常生活の中で見守りを必要とする登録者の見極めに努めながら実施致しました。

安心登録カードの有効活用については、一部地区、各地区によって避難訓練に活用した他、携帯用のカードを配布する等して有効活用にも努めました。

個人情報の管理については、情報流出に対する防止策や指針義務の徹底がされるよう研修会や会長会議等で周知に努めました。また、見守り活動については、こちら委員会が出たのですが、見守り活動について実際に、活動なさっている方に、どのようなサポートをしていくか課題としてあげられているということで考えております。一人暮らしや高齢者のみの世帯等、災害時に支援を必要としている人が今後も増加する傾向にあります。日頃からの見守り活動により、緊急時や災害時に支援に繋がる安心登録カード事業は今後も継続充実させていきたいと考えております。

そして、2番目ボランティアの確保・充実のところ、実績としまして地区社協、あるいは船橋市のボランティアセンターに登録している登録者の数を掲げております。こちら、コロナ禍の影響もありまして、若干人数が減った等もあるのですが、振り返りといたしまして、ボランティアの確保に対する取り組みとして、新たな担い手の発掘や、ボランティアの活動に必要な心得や専門的な知識等の習得等を目的とした、ボランティア育成事業を全24地区で開催しました。コロナ禍の影響で開催数が減少し

ていますが、各地区でボランティアとの繋がりが途絶えないよう、ボランティア向けのお便り等を郵送する取り組みを実施しました。また、町会・自治会、民生委員・児童委員をはじめとする地域の方々や関係団体への直接の呼びかけに加えて学校の授業、市民大学のカリキュラム、中学生ボランティア養成講座や夏のボランティア体験、地区社協が開催する地域福祉まつり等を通じて、児童、生徒、学生等幅広い世代の方々にボランティア活動への参加を働きかけました。ボランティアの確保については、ボランティアの高齢化、コロナでの活動の縮小、退職年齢の引き上げ、価値観の変化等厳しい状況が続いています。ボランティアの確保についてはこれからも非常に重要な課題だと考えております。

そして、5ページの3番目、災害時における支援体制の構築ということで、具体的な実施目標としましては、要配慮者と顔の見える関係づくりをします。災害時に迅速な支援を図るため、その支援体制づくりに努める。また、災害ボランティアセンターを立ち上げ、訓練を行うということを掲げております。振り返りとしてしましては、要配慮者との顔が見える関係づくりや、災害時の支援体制づくりとして、町会・自治会、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、市総合防災訓練等において安心登録カードを活用した安否確認訓練の促進に努めたところでございます。そして、災害ボランティアセンターの立ち上げに向けては、市やNPO法人、地区社協をはじめ、関係機関、団体の協力を得て、総合センターでの立ち上げ訓練やオンライン開催等で立ち上げ訓練を実施しました。こちらも、千葉県には大きな台風が来たり、大地震の発生確率が高まっている等、災害への対策は近々の問題であり、被災者の生活再建を担う災害ボランティアセンターの存在は今後増々大きくなっていくと考えられますので、引き続き取り組む課題として捉えています。

続いて6ページ、取り組む課題ではなく、検討・研究すべき課題として2項目あげていました。「生活困窮者自立支援の取り組み」ということで、検討課題の1つとしてあげていた、就労準備支援事業については、平成28年から船橋市の委託事業に受託して、「さーくる」と連携し、ひきこもりがちな方や、障害のある方に対して、地域社会への参加のきっかけとして、地区社協やお休み処を拠点としたボランティア活動を体験していただきました。引き続き、就労準備支援事業につきましては、市から受託

をして事業の充実を図っていきたいと考えております。そのために、利用者の受け入れ先等を増やしていくことも課題と考えております。

そして、7ページ目、法人後見事業の検討につきましては、令和3年度に定款を改正し、受任に向けた体制整備を行いました。そして、社会福祉士を成年後見アドバイザーとして相談会を行ったりする等、成年後見制度を利用するための手続き方法や制度の概要などの相談に対応しています。また、市の委託事業として「初心者のための市民後見人養成講座」を令和3年度まで受託して行っておりましたが、こちらにつきましては、市が中核機関となりまして、来年度以降やり方が変わりますが、その様な事を行ってきました。

法人後見事業については、市社協の組織である、ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」における日常生活自立支援事業の充実を図ったうえで、市とも連携しながら今後検討していきたいと考えております。

少し駆け足でしたが、第3次計画の実施状況・推進状況については以上になります。

続いて8ページ以降、第4次計画について今、策定するものについて今進めているところです。第4次計画は、目標について8ページ以降に記載させていただいているところの抜粋になりますが、第4次計画の策定の背景ということで、先ほどお話しがありました、やはり様々な少子高齢者やライフスタイルの多様化等によって、今まで見えてこなかった様々な複合的な課題、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、こちらの方は福祉計画の中でも様々議論されているところだと思いますが、やはり地域福祉計画でも、その様なところの課題に今後ふれていく必要があるというところで考えております。具体的な計画の中身につきましては、10ページ、11ページをご覧くださいと思います。今回、基本理念ということで、基本的には第3次に掲げておりました基本理念を踏襲して地域の力を結集した共生社会の構築を目指してというところで掲げております。こちらの理念に基づきまして4つのテーマを大きく見出させていただいて、テーマ1「心でつなぐ地域づくり」地域における人と人との繋がりや地域の居場所づくり、「地域を見守る目」を増やすことで、社会的な孤立を解消するため、地域における福祉ネットワークの構築、ボランティアの確保・充実をすすめるということであげております。

そして、テーマ2「安心して暮らせる地域づくり」ということで、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の実現に向けて、包括的な支援体制の構築に努めます。

テーマ3「顔の見える関係づくり」ということで、日常生活上の緊急時や災害時にできるだけ迅速な支援を行うため、日頃から支援が必要な方と顔の見える関係づくりをすすめる安心登録カード事業の継続・充実をすすめます。

テーマ4「支えあいの地域づくり」は、災害が発生した後、被災された市民の生活再建を支援するために関係機関と連携しながら立ち上げる災害ボランティアセンターの環境整備など、災害時における支援体制の構築をすすめます。

以上の4つのテーマを大きく掲げております。そして、その隣11ページをご覧ください。ただきますと、その4つのテーマに沿ってそれぞれ重点施策をあげております。実際のところ、そちらのところで、既存のものについて、また継続的に行っていくということであげているものがほとんどになります。地域における福祉ネットワークの構築というところでは、地区社協で行っている各種事業や、先程申し上げました協会・協議体の設置、その後の開催、そして助け合い活動の推進、生活支援コーディネーターのコーディネート業務の強化を課題としてあげております。

「ボランティア」の確保・充実というところで、第3次でもあげておりましたが、中々難しい状況ではありますが、引き続き福祉教育の推進や育成事業、ボランティアの方の参加の環境整備や、関係機関等への働き掛けを行い、何とかボランティアの確保をしたいということであげております。

そして、「安心して暮らせる地域づくり」ということで、こちらは、包括的支援体制の構築ということで、先程本木副委員長からもお話しがありましたが、重層的支援体制整備というところの考え方についてですが、地域福祉計画の中では、具体的などころでは中々まだ掲載されていませんでしたが、市の方も来年度から具体的に進めたいとのことで、市社協の計画の中でも、具体的などころは触れられない、今後の市との連携になってきますが、制度の紹介といいますか、その様などころで触れるべきであるというところで、その様などころで触れさせていただきます。そちらの具体

的な活動目標の中で、重層的支援体制整備事業の考え方に基づくような目標を掲げていますが、相談支援の推進というところで、福祉相談、地区社協で今現在も行っているものの充実、参加支援の推進というところで、こちらも今現在行っておりますが、就労準備支援事業の推進や、居住支援事業（すまいるサポート船橋）という窓口、基本的には高齢者の方の住まいの相談にのる業務の推進、次の地域づくり支援の推進、世代等を超えた交流の場の検討、こちらも既存のお休み処、今現在はコロナの影響もあり休止していますが、そちらの再開・拡充といったところや、或いは、今、子ども食堂・地域食堂といったところと何か連携できないか交流の場の検討というところであげております。それから、第3次でも検討課題にあがっていた日常生活自立支援事業の充実と法人後見事業の検討というところであげています。

その下の「顔の見える関係づくり」、「支えあいの地域づくり」については、第3次でも掲げていました、安心登録カード事業と災害時における災害ボランティアセンターの運営等について掲げております。簡単にはなりますが、第3次の振り返りと第4次計画の今の計画の現状についてお話をさせていただきました。以上になります。

大野委員長

はい、船橋市社協からのご報告でした。ありがとうございました。ただいまの事について、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

では、私から1点、やはりボランティアの確保が生命線というところになっていて、いただいた資料の4ページですと、コロナ禍の影響もあり頭打ちになっている現状が、ボランティアセンター登録人数・地区社協登録人数が頭打ちになっていて、ボランティアの確保・充実が来次期計画においても進めないといけないというところですが、何か見込み等ございますか。

市社協

はい、やはりボランティアあつての活動、地区社協の活動もボランティアがいなくてはなりたないの、いかにボランティアを確保していくかがやはり重大な課題ですが、委員会の中でも様々意見等が出ています。市社協としても4ページに記載して

ある、船橋市の市民大学校のカリキュラムの中で、地区社協の事業を入れ、その卒業生が地域の福祉に少しでも携わっていただくという活動ができればよいと思い、そちらを進めていきたいと思っています。

また、若い方、ボランティアも今、各地区で行っている方がかなり年齢の高い方が主流になっており、そのため担い手が不足しているのもありますが、やはり60代以降の方が定年延長ということ、また価値観が多様化していて、例えば学生等、若い世代の取り組みということでSNSを活用した周知やマッチングを、インターネットを使い出来ないか、その様な事も考えていかななくてはいけないと思っていますが、委員会の中では、そうは言っても口コミとか顔と顔で繋がっていくのが一番確実だという話がありましたので、様々な手を使って確保していきたいと考えています。

大野委員長

はい、ありがとうございます。他、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この次第については終了にさせていただきたいと思います。最後に次回日程について事務局よりお願い致します。

事務局

第3回推進委員会につきましては、3月を予定しております。

次回ですが、共助に対する取り組みへの意見をまとめる事を議事として考えております。本日配布致しました、こちらのクリップ留めされている資料の中の2枚目・3枚目に「公助についての提言案・質問提出用紙」というものと「共助についての提言案・質問提出用紙」というものを付けさせていただいております。恐れ入りますが、こちらを1月20日までにご記入いただきまして、地域福祉課まで送付いただきますようよろしくお願いいたします。

大野委員長

はい、提言案の用紙メール配信の方がよい方はいらっしゃいますか。では、2名にメール配信お願いします。他、よろしいでしょうか。

では、以上で第2回推進委員会を終了したいと思います。皆様ご協力ありがとうございました。